

【事例5】多文化ソーシャルワーカー

高柳香代

多文化共生ネット・九州主宰

松岡真理恵

公益財団法人浜松国際交流協会
主任／多文化共生コーディネーター

はじめに

本稿では、多文化社会コーディネーター認定制度設計にあたり、事例研究の対象として多文化ソーシャルワーカーを取り上げる。

日本では長期に滞在・居住する外国人¹が増加しており、全国各地で多文化化が急速に進展しこれに伴ってさまざまな生活上の問題が生じている。その問題解決のため、ソーシャルワークの専門性を生かし、多様な文化的背景を踏まえながら相談から支援までを行う役割の人、すなわち多文化ソーシャルワーカーの必要性が言われ、一部の地方自治体では養成や活用がなされている。

本稿では、まず多文化ソーシャルワーカーとは何かを述べ、ついで多文化社会における問題解決という視点から多文化社会コーディネーターと関連づけ、多文化ソーシャルワーカーの専門性の要素を考察する。

さらに、各地で取り組まれた多文化ソーシャルワーカーの養成プログラムや多文化ソーシャルワーカーの取り組みから、多文化性を専門性や役割の議論の中でどう扱うべきか考え、多文化社会コーディネーターの議論にも生かしていく。

最後に、専門職である証しとして挙げられる倫理綱領についてソーシャルワーク専門職の国家資格を有する社会福祉士の倫理綱領を概観し、ここから得られる示唆を元に多文化社会コーディネーターの倫理綱領作成の議論の一助としたい。

なお、本稿は第1, 2, 5章を高柳、第3, 4章を松岡が担当した。

1. 多文化ソーシャルワーカーの概要

(1) 多文化ソーシャルワーカーとは

多文化ソーシャルワーカーは、生活者としての外国人の増加に伴い、多文化共生社会における問題解決の新しい担い手として注目されている。

外国人が日本で生活する中でぶつかる問題は多様であり、複数の分野にまたがっていることが多い。いくつか例を挙げるならば、日本で暮らす上での住居、教育、国際結婚・離婚、労働、医療・保健、精神的ストレスなど生活していく上でのすべての分野となる。

一般的に日本における外国人の抱える問題解決は、ソーシャルワーク専門職によって行われてきたというよりも主にNGO・NPOによるボランティアな支援活動、各地の国際交流協会の外国人相談事業等で行われてきた。これらの活動の多くは、関係者が生活情報を集めて提供したり、前例がない中、手探りでの状態で支援者が知恵を集め現場を奔走するなどであった。しかし、外国人の定住化が進むにつれ問題が複雑化・多様化し、従来の支援方法では対応しきれなくなっている。そこで、その解決にソーシャルワークの知識や技術を取り入れた継続的かつ専門的支援が求められるようになってきた。

ソーシャルワークとは社会福祉の専門的援助技術の1つで、問題解決に向け問題を抱える人への働きかけをすると同時に環境に対しても働きかける支援方法であり、必要に応じて制度・政策そのものを変革していく活動を行うことであるとされている。そして、その支援を行う人をソーシャルワーカーとしている。また、石河 [2005:11] はソーシャルワーカーの見方として大きく3つあるとしている。1つ目は福祉に関わる仕事をする人はすべてソーシャルワーカーであるという考え方。2つ目に社会福祉の中でも国家資格を有する社会福祉士、精神保健福祉士であるという考え方である。そして、3つ目に1つ目、2つ目で挙げた福祉労働や資格にとらわれず、その専門性を持ってソーシャルワークの手法や方法を活用している支援者はソーシャルワーカーと考えることができるとしている。

このうち2つ目にある社会福祉士は、多様な福祉ニーズにソーシャルワークの専門性を生かして対応するソーシャルワーカーの専門職である。近年、地域のグローバル化に伴い社会福祉を必要とする人たちに、先に述べたとおり外国人も含まれてきている。これに対応するため、社会福祉士の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会（以下、(公社)日本社会福祉士会）には、国際・滞日外国人支援委員会があり、さまざまな研修や調査研究などを実施している。後ほど、多文化社会コーディネーターの認定制度設計の参考として(公社)日本社会福祉

士会の定めた社会福祉士の倫理綱領をみていきたい。

さらに2012年から(公社)日本社会福祉士会や福祉関連団体が正会員となり「認定社会福祉士認証・認定機構」が設立され運用が始まっている。この認定制度において地域社会・多文化の分野における高度な知識と卓越した技術を用いて、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する認定社会福祉士(地域社会・多文化分野)が認定されている。この他都市部を中心にではあるが、各地の社会福祉士会では「多文化共生ソーシャルワーク委員会」や、「地域社会・多文化委員会」が設立されており、外国人の福祉ニーズへの対応を目的とする取り組みがなされている²⁾。

このように既に社会ではさまざまな担い手により福祉ニーズに対応するソーシャルワークが行われているが、外国人に対するソーシャルワークは日本では新しい動きであり、概念はまだ確立されていない。石河 [2012] は「多文化ソーシャルワーク」とは、「多様な文化的背景を持つクライアントに対するソーシャルワーク」「クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーク」「クライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することによって生じる心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク」であると定義している。

そして、石河 [2011:184] によると「多文化ソーシャルワーカー」は「外国人の多様な文化的・社会的背景を踏まえて彼らの相談にあたり、問題解決に向けて『ソーシャルワークの専門性』を生かして継続的な支援を行う外国人相談の担い手である」と定義されている。

また、石河 [2013] は、「多文化ソーシャルワーカー」は次の3つのタイプに分けられるとしている。1つ目は、クライアント当事者の言語・文化に属し、日本の文化や日本語にも精通するワーカー、2つ目は日本人であるが多様な文化的背景を持つクライアントに対応できる支援者、3つ目は日本人対応が主体の支援機関・団体での多文化ソーシャルワーク実践者である。

つまり、「多文化ソーシャルワーカー」は、他のソーシャルワーカーと同様にクライアントとその環境の双方に働きかけ、相互作用を促進し両方の関係性に変化を起こし、適切な社会資源につなぎながら最良の結果へと導く専門性を持った人材で、そのためにクライアントの文化的・社会的・言語的な多様性に対応ができる人材であると言える。

(2) 多文化ソーシャルワーカーに求められる役割と専門性の要素

それでは、多文化ソーシャルワーカーに求められる専門性の要素は何であろうか。

専門性の要素を考える上で、まず初めに多文化社会での問題解決に関わる多文化ソーシャルワーカーの役割を整理していく。石河 [2013] は次の4つを挙げる。①外国人の社会適応と自立を側面的に支援する。②外国人と日本の社会システムをつなぐ。③外国人市民や外国人コミュニティの代弁者となる。④外国人当事者の役割モデルとなる。

ここから多文化ソーシャルワーカーの役割をさらに整理すると、本来のソーシャルワーカーの役割として、文化的・社会的・言語的な違いが障害になって容易に日本の福祉サービスにアクセスできない外国人クライアントに対し、その文化的背景や言語を正しく理解した上で、適切なサービスへとつなぐ役割が中心であることが言える。そしてさらに、特に外国人当事者が多文化ソーシャルワーカーである場合には、外国人が社会を構成する一員として主体的に社会参加する姿を示していく役割があると言える。

一方、多文化社会コーディネーターの役割を杉澤 [2009:21] は、組織や分野の枠組みを超えて多様な人々との「参加→協働→創造のプロセスの循環を推進する」としている。すなわち、日本人・外国人両方の社会参加と、人的社会的資源を地域や適切な機関へつなぎ、多文化社会を創っていくことを役割としている。多文化ソーシャルワーカーと比較すると、非常に似ているが、多文化社会コーディネーターは、「社会づくり」に軸足があるため、社会参加についても日本人と外国人の双方に求めている。

ここで多文化ソーシャルワークに必要とされる専門性についてみていく。ソーシャルワークに共通した基本的知識・技術・価値に加え、多様な文化的背景を持つ外国人に対応できる力を石河 [2012:32] は示している。それは、「相手の文化や社会的背景を理解し尊重するとともに、自文化のものさしで相手を決めつけない文化的繊細さや柔軟さを持つ」ことや、「既存の日本の社会福祉の社会資源を活用することだけにとらわれず」、クライアントの属するエスニック・コミュニティの社会的なネットワークなどの有効な資源を生かしていく力、さらに在留資格など外国人に特有な知識、異なる文化に移動して生活することが精神保健にどのような影響があるのかといった知識が挙げられている。

これらの点は多文化社会コーディネーターの専門性の要素と共通するものである。すなわち、杉澤 [2013] は多文化社会コーディネーターの専門性には、知識、技能、態度、価値の4つの要素があることを示している。社会の多文化化、多様

化への対応は1つの専門分野だけでは対応が難しくなっており、多様な人々の参加や協働が必要となっている。個人が抱える問題解決に対応すると同時に、そこから社会の問題をも見極め解決策を検討することに多文化社会コーディネーターの特徴がある。多文化の人たちが対等に社会に参加できることを目指し、多文化社会コーディネーターには関連する教育・政治・福祉などの専門分野にかかる包括的な知識、多文化・多言語に関連する部分の知識に加え、実践の中で培われた実践知が求められる。さらに、文化を尊重・共感し、文化の違いを客観的に捉える態度も必要となる。

次に、外国人当事者が多文化ソーシャルワーカーである場合に追加される役割、特に外国人が社会を構成する一員として主体的に社会参加する姿を示していくことについて見ていく。これについては、海外に目を向けてみると、例えばアメリカでは主流文化のアングロサクソン系白人の文化に属さないエスニック・マイノリティの人たちへの当事者によるソーシャルワークが、集住コミュニティを中心に行われている。当事者によるソーシャルワークは、クライアントと同じ言語、文化を共有するバイリンガル・バイカルチュラルな人材が行っており、その有用性が指摘されている [石河 2012]。

日本においても、外国人が多文化ソーシャルワーカーを務めることで、当事者として主体的に社会参加することを身をもって伝えることになる。しかし、単に外国人であることで多文化ソーシャルワーカーの務めを果たせるということではない。問題解決の過程において、当事者の多文化ソーシャルワーカーが自らの経験を客観的に捉えなおして専門的知識等を獲得した上でソーシャルワーカーとしての役割を果たすことができているのか、それが問題解決のプロセスにおいてどう効果があるのかを分析することが重要ではないだろうか。それにより、多文化化が進む日本社会において外国人当事者がソーシャルワーカーを務める意義を整理することができると思う。この点も多文化社会コーディネーターの制度設計に参考となる点だといえる。

2. 日本での多文化ソーシャルワーカー養成の概要と「多文化」要素の位置づけ

日本での多文化ソーシャルワーカー養成は2000年代に入ってみられるようになる。総務省が公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006)において、問題を抱える外国人に対し、専門性の高い相談業務を行う人材として多文化ソーシャルワーカーの必要性が指摘されており、これを受けて地方自治体で多文化ソーシャルワーカーの育成を重視するようになってきた。

愛知県は地方自治体で初めて2006年度に「多文化ソーシャルワーカー養成講座」の取り組みを始めた。続いて2008年度に群馬県が「多文化共生ソーシャルワーカー育成講座」、神奈川県が「多文化ソーシャルワーク実践者講座」、浜松市が「多文化共生のためのソーシャルワーク研修」とそれぞれの取り組みを始めている。さらに、2013年度には栃木県が「多文化ソーシャルワーカー養成セミナー」を始め、わが国で外国人が多く居住している地域を中心にその取り組みが広がりつつある。

ここでは、受講対象者や講座開催の目的から、愛知県、群馬県、神奈川県のプログラムを分析し、専門性としての「多文化」要素の重要性、さらには役割として外国人当事者が支援の対象としてではなく、社会づくりの重要な主体となることを示す可能性について見ていきたい。

前節で紹介した3県の取り組みは対象者と養成の目的に特徴がある。概要を表1にまとめた³。

表1 愛知県、群馬県、神奈川県の多文化ソーシャルワーカー養成プログラムの概要

	愛知県	群馬県	神奈川県
名称	多文化ソーシャルワーカー養成講座	多文化ソーシャルワーカー育成講座	多文化ソーシャルワーク実践者講座 (2012年度より) 多文化ソーシャルワーク講座
開催時期	2006～2011年度	2008～2010年度	2008年度～
主催	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室	群馬県、群馬県医療ソーシャルワーカー協会、群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会	主管：神奈川県NPO協働推進課／企画：神奈川県国際課
実施主体	愛知県国際交流協会 (愛知県から受託)	群馬県生活文化部国際課	神奈川県県民局くらし文化部国際課 (プログラム及び運営は公益財団法人神奈川県国際交流財団)

対象	<p>以下のいずれかの条件に適し、本講座修了後に愛知県内において外国人県民に対するソーシャルワーク活動を実施していく意志がある県内在住または在勤の者</p> <p>1 外国人相談業務に従事した経験があること</p> <p>2 ソーシャルワーク活動(対象は日本人でも可)に従事した経験があること</p> <p>3 外国人の子どもの教育に関わる業務に従事した経験があること</p>	<p>社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、かつ、主催者が多文化共生ソーシャルワーカーとして活動が行えると認めるもの</p>	<p>外国籍住民相談・支援に関わっている方、または社会福祉職の人、もしくは今後その活動を始める予定のある人 (2012年度より)</p> <p>主に行政機関や学校、NPO等で外国籍県民に対する相談・支援の経験のある方、または、外国籍県民に対する支援で今後活動したいと考えている方</p>
目的	<p>多文化ソーシャルワーカーとして外国人県民に対する支援を行っていく上で、最低限必要な知識や技術を習得すること</p>	<p>従来の相談窓口における外国人に対する多言語での情報提供等のみにとどまらず、多様な社会的・文化的背景を持つ外国人を理解し、その人の心だけでなく、置かれた環境に対しても働きかける多文化共生ソーシャルワーカーを育成すること</p>	<p>多文化共生の相談役・推進役として活動しているソーシャルワーク実践者のスキルアップを図るための知識・技術を学ぶ (2012年度より)</p> <p>外国籍住民が抱える生活課題の解決に向けて、文化的背景の違いをふまえながらケースワークやコミュニティワーク等行うなど、相談から解決にいたるまで一貫した支援ができる人材を育成し、多文化共生の推進を図る</p>

初めに、対象者をみていく。愛知県では外国人支援の現場にすでに関わっている人やソーシャルワーク経験者、群馬県ではソーシャルワーク専門職としてすでに国家資格を有する人、神奈川県では外国人支援の現場にすでに関わる人と自治体等の福祉現場で働く実践者としている。

これに、目的や講座内容を加えて大きく整理すると、①外国人の現場にすでに関わっている人にソーシャルワークの専門知識・技能を習得してもらう講座、②ソーシャルワーカー専門職の有資格者に多文化の知識の習得と多文化対応能力を

つけてもらう講座に分かれている。このように多文化ソーシャルワーカーの育成は大きく2つのアプローチがあるが、特に①のアプローチに注目をしたい。先に述べたが、これまで日本で暮らす外国人の問題解決にはソーシャルワーカー専門職よりも、国籍に関係なく現場の課題や問題に気づいたボランティアな団体や個人が多く関わってきた。従って、このような養成講座を通じて、すでに活動している実践者のスキルと認識を向上させることは、問題解決を担う人材の裾野を広げ解決のアプローチや相談者の選択肢を広げることにもつながる。また、特にすでに実践をしている外国人当事者にとって、現状の制度等では国家資格を取得して福祉専門職となり問題解決の過程へ入っていくのは簡単ではない。この点からも専門職養成のアプローチとして、①に新たな多文化化に対応できる人材育成の可能性を見いだすことができるのではないだろうか。

そして、多文化ソーシャルワーカーの特徴は「多文化」の部分にある。「多文化」の分野で新しい専門職として「多文化ソーシャルワーカー」をつくり出すのか、すでにある福祉専門職を重視し、既存の活動領域に新しい「多文化」の分野を加えていくのかという視点の違いの先には、「多文化」に関する知識と理解をどこまで重視するかという違いも見えてくると考える。

さらに、多文化ソーシャルワーカーの役割の1つとして、外国人が主体的に社会参加する姿を示すということがあるが、これは外国人当事者自らが多文化ソーシャルワーカーとなることで身をもって体現することができる。実際、愛知県の講座にはさまざまな文化的背景と言語を持つ外国人が受講生となり、その一部は、修了後ポストを得て多文化ソーシャルワーカーとして活躍をしている⁴。

外国人当事者が受け入れ社会において、その多文化性を生かした職業をとおして、多文化共生社会づくりの積極的な役割を担うことの意義は大きいと考える。つまり、「多文化ソーシャルワーカー」であれば、当事者の視点からクライアントの代弁者として、文化的な風習・考え方を自ら社会に説明し、これにより違う視点から日本社会を捉えなおし、新しい社会づくりにつながる可能性がある。支援の対象やサービスの受け手としてのみ外国人を捉えるのではなく、社会の積極的な担い手として外国人が活躍することになり、まさに多文化共生の社会づくりにつながっていく。このように新しい専門職を作り出す際に、多文化性を生かすという視点は、外国人当事者を社会の積極的な一員として生かすことにつながっていくのではないか。

しかし、単に外国人であることが多文化性を生かすことにつながるわけではない。あくまでも、自らの多文化性を客観的に捉え、専門的な知識・態度で意識的

に生かすことができなくてはならない。この点は多文化社会コーディネーター認定の制度設計においても参考になると考える。

3. 新しい専門職としての「多文化ソーシャルワーカー」の可能性と課題

では、次に、実際に新しい専門職としての「多文化ソーシャルワーカー」のポストを設置して雇用している愛知県の事例を見ていく⁵。これにより、新しい専門職としての可能性と課題を整理し、多文化性を専門性の中でどう扱うのかまた、外国人当事者がその職に就くことで主体的に社会参加する姿を示す役割を担うことにつながるかという点について見ていきたい。

(1) 愛知県設置「多文化ソーシャルワーカー」の概要

「多文化ソーシャルワーカー」を雇用したのは、養成講座を始めた2006年の翌年の2007年度からである。当初は2人を採用、2015年4月現在は4人を配置している。すべて非常勤職員であり、任用期間は1年（2回まで更新可）となっている。

2008年度からこれまで、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の有資格者について見ると、有資格者は常に1～2人配置され、外国人当事者の雇用について見ると、2010～2011年度にかけてはブラジル出身者が配置されていた。

現在配置されている4人は前述の養成講座を修了した人で、社会福祉士及び精神保健福祉士の有資格者で日本人の職員、スペイン出身でスペイン語対応の職員、韓国出身で英語対応の職員、そして日本人でポルトガル語対応の職員だ。その他、中国語とフィリピン語の通訳を週に半日ずつ配置し、多文化ソーシャルワーカーが通訳を介して中国語やフィリピン語にも対応している。

(2) 新しい専門職としての可能性

一般的に国際交流協会に開設された外国人相談窓口は、当初、言葉のできる相談員が情報提供を行う、相談に応じて専門機関につなぐということが中心で、自らが問題解決のために相談者に寄り添って動くということはあまり想定されていなかった。むしろ、言葉以外の専門性はないのだから、勝手に判断してはいけない、あくまでも情報提供に徹するべきだという考え方が強いところもあった。しかし、それでは問題が複雑化するにつれ、相談者をたらいまわしにするだけで問題解決に結びつかない、という課題が出てきた。また、国際交流協会を含む外国人支援団体が言葉の問題を解決するために通訳として外国人相談者に寄り添い各

機関を回っていたが、問題が複雑になるにつれ、通訳以上の役割を求められるようになり、十分対応ができないという課題が出てきた。そこで、単なる情報提供や専門家につなぐだけでなく、相談者に寄り添ってある程度の問題解決まで持っていくために、多文化ソーシャルワークというものが必要だという認識から各地の養成講座や研修が始まった。その中で、愛知県は「多文化ソーシャルワーカー」という専門職として位置づけて人員を配置することまでを視野において行った。

では、実際に専門職としてどのように機能しているのか。愛知県国際交流協会では2014年度1年間で、746件の相談を受け付けており、そのうち、弁護士相談の46件を除いた700件が多文化ソーシャルワーカーが支援しているものであり、さらにその内訳は、648件が情報提供、翻訳・通訳が40件、傾聴が3件、そして個別支援は9件である。この9件については1回きりの情報提供や通訳、話を聞くだけでなく、ソーシャルワークの手法によって継続支援されたケースである。どれだけの期間がかかっているか、何回関わっているかというのはケースごとに異なるが、複数回継続して支援に関わったケースとなる。

それでは、これらのケースの中で実際にどのように「多文化性」が生かされたのだろうか。愛知県国際交流協会での聞き取りによれば、例えば、フィリピンなどカトリックの国では日本で言う「離婚」ができないという社会制度についての知識が役立った、ということや、ブラジルでは誕生日を祝うということが親子関係の構築に非常に大きな意味を持つというような文化に関する知識や価値観が役立ったという例がある。また、日本で育ったブラジル人で日本語はできるが、いじめの経験があり日本社会に不信感を持っているため、行政窓口の担当者とうまく信頼関係を築けなかったケースについて、ポルトガル語が話せ、ブラジル人に共感を持って接する多文化ソーシャルワーカーが同行して行政窓口で手続きを進めることでスムーズに支援が進んだという例がある。これは、「外国人のための」ソーシャルワークを行うとうたっていることの大切さ、そして自分の文化や価値観、思いに共感を持って接してくれる場という点がポイントであろう。

その他にも、外国人当事者として、外国で暮らすストレスなどの大変さについて理解していることや、言葉は違っても人間としては変わらないという思いを持っていることなどが外国人相談者の信頼を得て寄り添う際に重要になる、と言っていた多文化ソーシャルワーカーもいた。

つまり、言語や文化、価値観を理解し、さらに感情的な共感を持つという多文化的な要素は、外国人相談者の信頼を得るという面で強くプラスに働き、そのために支援がスムーズに行くことにつながると考えられる。

また、信頼を得る、という面で言えば、多文化ソーシャルワーカーが外国人である必要はない。相談者によっては、せまいコミュニティであるがゆえに、自分と同じコミュニティの人に相談内容を知られたくないので同国人のソーシャルワーカーを避ける人もいるからである。その場合は、信頼を得るためにはむしろ同じ国出身ではない方がいい場合がある。ただし、「外国人に寄り添って相談が行われる」という前提があり、実際、共感を持って受け止めてくれる場である必要がある。また、外国人当事者の多文化ソーシャルワーカーと社会福祉士の資格を持った日本人がお互い補完しあってケースにあたるときに非常にうまくいくこともあるという。さらに、相談者側の視点からすると、外国人当事者、日本人で多文化性を生かした人など、いろいろな選択肢があった方がよい、という意見もある。

こうしてみると、多文化ソーシャルワーカーが多文化性を生かすことは必須だが、多文化ソーシャルワーカーが外国人か日本人かということが重要なのではない。外国人当事者のワーカーの場合には、より深い文化的共感や当事者性が生きる場合があるが、むしろマイナスに働く場合もあるということがわかる。「多文化性」は多文化ソーシャルワーカーの鍵であり、外国人であれ日本人であれ「多文化性」を生かすことは重要だが、外国人当事者はその文化的共感や当事者性を効果的に生かすこともあるが、その逆もありうる。

(3) 課題として挙げられていること

愛知県国際交流協会では雇用されている4人は、すべて「多文化ソーシャルワーカー養成講座」を修了した人である。しかし、実質7日間だけの研修では、日本の制度についての知識やソーシャルワーカーとしての話の聞き方などの技能については基礎を押さえるだけしかできない。そこで、そのような知識や技能の部分は、多文化ソーシャルワークの知識を持つ専門家が助言や補助をしながら指導をしていき、さらにさまざまな研修に参加しながら補足しているという。もちろん、多文化ソーシャルワーカーとして実際に相談を受け個別支援をしていく経験の中で確実に知識や技能については強化されているというが、常に研修が必要である。つまり、まず1つ目の課題としては、基礎的な日本の制度についての知識や情報、ソーシャルワーカーとしての技能について不十分であるということが挙げられた。

2つ目に、多文化性については、本人が既に持っているもの、つまり、言語、文化・習慣に対する経験・知識、コミュニティネットワークなどを生かすことが求められているが、例えば母国や外国の社会制度については特に変更などについて

て常にアンテナを高くして情報を仕入れておかななくてはいけないという課題も挙げられた。さらにいえば、自分が属している文化・習慣についても、客観的に把握する目を持っているかということについては本人の自覚や分析的な視点が必要になる。コミュニティネットワークも意識をして作らなければいけない部分も多い。「多文化ソーシャルワーカー」の鍵となる多文化性の部分について、意識的に磨いていく必要があると考えるが、それが養成講座では不十分であるという指摘もあった。

3つ目に、多文化ソーシャルワーカーを受け入れる行政側等の理解不足が挙げられる。特に、言葉のわかる人が行政窓口などに相談者と同行すると、通訳だと誤解されて、ケースに補足をしたり意見を述べたりするといやな顔をされる場合があるという。そこで大切なのが「多文化ソーシャルワーカー」という肩書と事前に国際交流協会から訪問先に出す手紙である。通訳ではなく多文化ソーシャルワーカーが同行すること、したがってケースに対して意見を述べたり補足説明を行ったりすることなどについて理解を求める手紙を出しているという。

最後、4つ目の課題は、不安定な条件での雇用である。現在のところ、「多文化ソーシャルワーカー」としてポスト化され、人材を雇用しているのは愛知県のみであり、他地域で設置される動きは今のところない。それは、「多文化ソーシャルワーカー」が一般に資格として認定されているわけではない、ということと、「多文化ソーシャルワーカー」として独立して活動できる実力のある人材を輩出することがどの地域でも難しいということも理由の1つであろう。

(4) 多文化ソーシャルワーカーの可能性

これまで見てきたように、多文化ソーシャルワーカーとしての課題はいろいろあるが、多文化性を生かす視点を強化し、社会福祉士の専門性と補完し合いながらソーシャルワークを行うことで、これまでうまくいかなかったことがスムーズに解決できるようになってきているのは確かだという。その専門性における多文化性とは、繰り返しになるが、多文化・多言語に関連する部分の知識・理解、文化を尊重・共感する力、さらに文化の違いを客観的に捉える力、既存や公式の組織やグループを超えて柔軟につながる力ということになる。これらを専門性として客観的に位置づけ、意識して磨くことで、新しい専門職としての多文化ソーシャルワーカーの可能性が見えてくると言えよう。

また、ポスト化については、新たに「多文化ソーシャルワーカー」のポストを設置するという動きはなくても、既存の相談員を専門人材として捉えるという動

きはある。少なくとも外国人相談には専門性が必要だという認識は広がっていると言えよう。

4. 多文化社会コーディネーターの議論にどう生かすか

本稿の最後として、これまで見てきた多文化ソーシャルワーカーの議論を多文化社会コーディネーターの議論にどのように生かすかを考える。まず、多文化社会コーディネーターも多文化ソーシャルワーカーと同じく多文化社会における問題解決の担い手であるが、その違いは何であろうか。

杉澤 [2010:22] は多文化社会コーディネーターを「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、『参加』→『協働』→『創造』のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべてのひとが共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」と定義している。

両者は共に多文化に対応し、外国人の抱える問題解決にあたる人材である。「多文化社会での問題解決」を軸に整理すると、まず、問題に出会うまでの過程の違いがある。多文化社会コーディネーターは現場での実践の中から、潜在化した問題を課題として設定することから始めるのに対し、多文化ソーシャルワーカーはクライアントによって問題が持ち込まれる。

また、問題の捉え方について、杉澤 [2010:27] は「(多文化社会コーディネーターは) 個人の問題に深く関わるといよりも、どちらかという現場の問題を広い視野で捉え、課題解決の仕組みづくりを仕事とする」としている。一方、問題解決において多文化ソーシャルワーカーはクライアント個人に働きかけると同時に、ニーズに対応するための情報や資源の収集、関係機関や相談者への調整や媒介など環境へも働きかける支援を仕事としている。

ただ、実際には、2000年代中盤以降、福祉研究者・福祉実践者の間では、ソーシャルワーカーの役割として、地域社会の中に潜在する地域課題・地域ニーズを捉えることを重視する傾向が強まり、「ソーシャルワーク＝クライアント個人の問題への対応」というだけではなく、現在ソーシャルワーカーに期待される役割は、クライアント個人の問題解決のみならず、地域ニーズ調査の実施やソーシャルサポートネットワークの構築など、社会全体への働きかけに変わってきており、問題解決アプローチや手法も広がってきている。

このように見ていくと、多文化ソーシャルワーカーと多文化社会コーディネーターの役割は重なるところが多い。結果として両者は似たような働きかけや役割

を演じていくことがあるかもしれない。ただ、多文化ソーシャルワーカーの軸足は「個人や地域の問題解決」でありそこから社会づくりへと発展しているが、多文化社会コーディネーターは、「社会づくり」を目指し、その過程の中で個人や地域の問題解決を行う、という傾向があるのではないだろうか。

そして、多文化「社会づくり」をする際に多文化社会コーディネーターの専門性の要素において「多文化性」を明確に出すというのは重要な視点であろう。多文化性を意識して磨くことで専門職としての特徴や必要性を示せるのではないだろうか。ただし、「多文化ソーシャルワーカー」で見てきたように、その人の持っている文化的共感や多文化性そのものが重要ということではなく、その多文化性を意識して使うということ、いうなれば専門職としての自覚が大切だと言えよう。

さらに、「社会づくり」に軸足のある多文化社会コーディネーターにおいては、外国人当事者が主体的に社会参加することを示すというのは、中心的な役割の1つであると言える。そうであるなら、外国人当事者が専門性を持って多文化社会コーディネーターを担うのであれば、その意義は大きいと言えよう。多文化社会コーディネーターの専門職化を議論する際には、外国人当事者がコーディネーターを担う場合の役割や意義についても取り上げることが大切だと考える。

5. 専門職としての責任と自覚 ～社会福祉士会の倫理綱領を参考に～

これまで述べてきたように、専門職が社会で役割を果たすためには、その分野の包括的な知識、求められる技能を身につけることが必要だが、加えて専門職としての倫理的な自覚が必要となる。

ここでは、第1章でも紹介したソーシャルワークの専門職である社会福祉士に再び注目し、その職能団体である（公社）日本社会福祉士会が制定した倫理綱領を取り上げる。専門職が何を目指し、何を大切にしているのか、その価値を実現するために具体的な行動規範を定め、社会へ向けて明らかにした倫理綱領は専門職の構成要素の1つとして挙げられている。

多文化社会コーディネーターの専門職認定制度確立に向けた倫理綱領作成の参考として、示唆も含めいくつかの点を挙げていきたい。

(1) 社会福祉士とは

まず、社会福祉士について少し詳しく見ていきたい。社会福祉士とは社会福祉に関する業務の従事者であり、1987年5月の第108回国会において制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められた国家資格を有する者である。

「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は 医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」と定められている。

また、社会福祉士の資格は名称独占であり、社会福祉士国家試験に合格し、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに社会福祉士として登録をしなければ名称を使用することはできない。国家資格と登録により専門職として一定の水準に達していることが示されている。

(2) 社会福祉士会の倫理綱領構成

社会福祉士会の倫理綱領は、1995年に社会福祉士会の倫理綱領として採択していた「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改訂し、2005年に「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」として協議し採択されたものである。以下、構成とポイントを示す。

表2 社会福祉士会の倫理綱領の概要

章	各章のポイント
前文	社会福祉士が持つべき認識と専門職の存在意義
ソーシャルワークの定義	ソーシャルワーカー実践の拠り所（国際ソーシャルワーカー連盟が採択したソーシャルワークの定義を採択）
価値と原則	専門職としての社会福祉士が一番大切にすべきもの（人間の尊厳、社会正義、貢献、誠実、専門的力量）
倫理基準	実践で果たすべき責任の現実的なルール 1) 利用者に対する倫理責任 2) 実践現場における倫理責任 3) 社会に対する倫理責任 4) 専門職としての倫理責任

各章ごとの具体的な内容を見ると、前文では、最優先されるのは平和の擁護、人権、社会正義と書かれ、専門職として最もこれを重んじるとしている。そして、社会福祉の専門職としての存在意義と職責と社会・市民へ向けた啓発の努力が示されている。

続いてソーシャルワークの定義では、専門職として目指すべき社会の姿は、個人が幸福になるだけでなく、社会全体が幸福な状態になることが書かれている。

そのために社会福祉士は社会に働きかける行動を起こし、スキルを生かし人と相互に影響しあう接点に介入するとしている。

社会福祉士が何を大切にしているかを示す価値と原則の章では、社会福祉専門職はいかなる対象の人々の人間の尊厳の尊重と社会正義を実現し、それに向けた働きかけと支援を行うことが示されている。

最後の倫理基準では、各項目で権利侵害を防ぐこと、実践現場での綱領の原則の尊重、ソーシャルワーカーの社会との連帯やそれに伴う社会的責任について示されている。さらに職能団体の中のチェック機能の仕組み、倫理責任の対象を社会福祉サービスの利用者だけでなく、自らの実践現場、社会とすることも明記されている。

(3) 多文化社会コーディネーター倫理綱領作成への示唆

まず初めに社会福祉士の倫理綱領から実践の対象者をどう捉えているか見ていきたい。綱領前文に「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する」とある〔社会福祉士会 2005〕。

さらに、価値と原則の一番初めに社会福祉の専門職である社会福祉士は対象者を「出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する」としている〔社会福祉士会 2005〕。

多文化社会コーディネーターでも、言語・文化の違いを超えて、まず「すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する」必要がある。

次に問題解決に取り組む実践の近似性から次の3点を共通点として注目したい。

1点は異なる職種、異なる組織間との連携・協働の際に、個人情報等をどのように扱うかという基準の提示が重要だということである。

問題解決のための連携・協働は両者に共通している事項である。問題解決の過程で、対象者個人のみならず組織からもさまざまな情報を得ることになる。個人的な情報を含めたこれらの情報の取り扱いには細心の注意を払うことが必要である。さらに、関係者間で共有される範囲を確認することや情報の取り扱いについて理解を得ることは必要である。実際に筆者の経験から、外国人から受けた相談を解決する過程で、連携する関係者間の情報の取り扱いに温度差が生じ、情報の

漏洩が一部で起こったことがあった。

このような点から、社会福祉士の倫理綱領にある知り得た情報の守秘義務や、個人のプライバシーを尊重する態度、関係者間で情報を共有する際の態度と、その明文化は参考になると言える。

2点目は、連携・協働の実践の中で起こるコーディネーターの組織間での板挟みや孤立を防ぐための拠り所となる倫理基準の提示である。

多文化社会コーディネーターは社会福祉士と同様にいずれかの団体や組織に属して活動する際、問題解決の過程で異なる職種、異なる組織間との倫理上のジレンマや純粋に問題解決のために動けない状況が生じることが予想される。例えば、問題解決における団体間の価値観の違い、いずれも重要だと思われる事項が並んだ際の優先順位の違いなどである。加えて所属団体や組織の方針や規則に従うことで、時にクライアントに不利益が生じることも考えられる。

このようなことから倫理綱領はジレンマに直面した時に、自らの役割と目指すべき価値や目的を振り返るためのものでなくてはならない。この点も参考となるだろう。

3点目は、社会福祉士の倫理綱領では専門職の倫理責任として「社会福祉士は、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る」としている。これは専門職として質の高い実践を継続させるために不可欠な態度と責任を明示している。社会において専門職として多文化社会コーディネーターが多様化するニーズに応えられるためにも参考としたい点である。

おわりに

本稿では多文化社会コーディネーターの認定制度設計の参考として多文化ソーシャルワーカーの事例を取り上げた。

考察にあたり特に注目したのは、多文化ソーシャルワーカー、多文化社会コーディネーター両者の名称に付く「多文化」の部分であった。

多文化化が進む中で、多文化ソーシャルワーカー、多文化社会コーディネーター両者の問題解決の中で必要とされる多文化性、それは多文化・多言語に関連する部分の知識・理解、文化を尊重・共感する力、さらに文化の違いを客観的に捉える力、既存や公式の組織やグループを超えて柔軟につながる力である。

多文化性は外国人に限らず誰もが持っているものではあるが、特に外国人当事者がその多文化性を自覚して生かす場合には、社会の積極的な一員として社会参

加する姿を示すという役割を担う。それは外国人だから生かせるということではなく、実践者が専門的な知識や技術を得る学びの機会を経て、自らが持つ多文化性に気づき、実践に生かす時に、専門性を持った対応力が生じ外国人を含む当事者としての役割が生じる。その役割を重視することが、「社会づくり」を担う多文化社会コーディネーター認定の制度設計に参考になる点であると考ええる。

そして、多文化性を生かし役割を意識し活動することは、つまり専門職としての自覚を持って実践することである。よりよき実践のために、倫理綱領という形で専門職としての姿勢や実践における価値を明文化することが重要である。それにより関係者間にその価値が共有され、人々の間に専門職としての実践への理解が深まり、社会での多文化社会コーディネーターの活躍につながるのではないだろうか。

[注]

- ¹ 本稿では、国籍に関わらず、言語・文化が異なる外国人住民を、便宜上外国人とする。
- ² 設立されている委員会の例を挙げると、一般社団法人群馬県福祉士会「多文化共生ソーシャルワーカー委員会」、公益社団法人埼玉県社会福祉士会「多文化ソーシャルワーカー委員会」、公益財団法人神奈川県社会福祉士会「神奈川国際・多文化ソーシャルワーク研究会」、公益社団法人福岡県社会福祉士会「地域社会・多文化委員会」などである。
- ³ 各養成講座の取り組みは主催団体によりホームページ等で発表された実施要項、募集要項をもとにして執筆した。
- ⁴ 愛知県の講座では、日本国籍者のみならず多様な国籍の受講生がいた。毎年外国人当事者は3～4割程度、中国、韓国、フィリピン、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、スペイン等であったと石河〔2012: 88〕は述べている。
- ⁵ 3章については愛知県国際交流協会で2015年5月18日に行った聞き取りをもとにして執筆している。

【文献】

- 愛知県, 地域振興部国際課多文化共生推進室, 2010, 『多文化ソーシャルワーカーガイドブック』 13-15.
群馬県, 県国際化政策, www.pref.gunma.jp/contents/00149436.xls
<2014年12月10日アクセス>
- 石河久美子, 2012, 『多文化ソーシャルワークの理論と実践—外国人に支援者に求められるスキルと役割』 明石書店.
- 石河久美子, 2013, 『多文化ソーシャルワーカー養成の現状と課題』 (多文化社会実践研究・全国フォーラム第7回 パネルディスカッションⅡ発表資料).
- 認定社会福祉士認証・認定機構, <http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/>
<2014年12月29日アクセス>
- 神奈川県, 平成20年度多文化ソーシャルワーク実践者講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p17549.html>
- 神奈川県, 平成21年度多文化ソーシャルワーク実践者講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p17580.html>
- 神奈川県, 平成22年度多文化ソーシャルワーク実践者講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p17469.html>
- 神奈川県, 平成23年度多文化ソーシャルワーク実践者講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p17580.html>
- 神奈川県, 平成24年度多文化ソーシャルワーク講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p531589.html>
- 神奈川県, 平成25年度多文化ソーシャルワーク講座,
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl100303/p17580.html>
<2014年12月10日アクセス>
- 公益社団法人社会福祉士会, <http://www.jacsw.or.jp/>
<2014年12月29日アクセス>
- 近藤敦編著, 2011, 『多文化共生政策へのアプローチ「第1章多文化ソーシャルワーカー養成の現状と課題」』 明石書店.
- 社会福祉士及び介護福祉士法, <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S62/S62HO030.html>
<2014年12月29日アクセス>
- 総務省, 2006 『多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて』
- 杉澤径子, 2010, 『「多文化社会コーディネーターの専門性と職能」多言語・多文化協働実践研究 別冊3』 22-27.
- 杉澤径子, 2013, 『多文化社会における専門人材に関する研究—養成の取り組みを専門性の観点から分析する』 (多文化社会実践研究・全国フォーラム第7回 特定課題セッション発表資料).
- 財団法人豊田市国際交流協会, 2005, 『地域国際化 豊田セミナー 2004報告書「多文化ソーシャルワーカー—多文化共生社会の担い手の育成に向けて」』 財団法人豊田市国際交流協会.